

教育研究センター等の運営に関する申合せ

平成24年 1月18日
教育研究評議会決定
改正
平成25年 3月 6日
平成26年 2月26日
平成26年 6月11日
平成26年12月10日
平成27年 3月27日
平成28年 3月23日
平成28年 6月30日
平成28年 7月27日
平成29年 1月26日
平成29年 2月28日
平成29年 9月28日
平成30年10月29日
平成31年 3月28日
令和 2年 3月30日
令和 3年 3月31日

国立大学法人電気通信大学組織規則第18条の3、第19条第1項及び第20条から第24条までに定める教育研究組織（以下「教育研究センター等」という。）の設置目的に沿った円滑な運営を確保するため、次のとおり申し合わせる。

1. 運営委員会等の開催

教育研究センター等においては、教育研究センター等に関する必要な事項を審議する委員会等（以下「運営委員会等」という。）を年2回以上開催し、所要の審議を行うこと。

2. 議事録の公開

教育研究センター等は、上記の運営委員会等を開催した場合には、その議事録を1か月以内に学内へ公開すること。

※ 対象となるセンター等

センター等名	組織規則	運営委員会等
コヒーレント光量子科学研究機構	第18条の3第1項	機構会議
レーザー新世代研究センター	第18条の3第2項	運営委員会
量子科学研究センター	第18条の3第2項	運営委員会

先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター	第19条第1項	運営委員会
宇宙・電磁環境研究センター	第19条第1項	運営委員会
脳・医工学研究センター	第19条第1項	運営委員会
i-パワーエネルギー・システム研究センター	第19条第1項	運営委員会
人工知能先端研究センター	第19条第1項	運営委員会
ナノトライボロジー研究センター	第19条第1項	運営委員会
附属図書館	第20条第1項	図書館委員会
		UEC Ambient Intelligence Agora運営委員会
保健管理センター	第21条第1項	運営委員会
全学教育・学生支援機構	第22条第1項	運営委員会
大学教育センター	第22条第2項	企画開発会議
学生支援センター	第22条第2項	センター会議
アドミッションセンター	第22条第2項	センター会議
産学官連携センター	第23条第1項	運営委員会
UECアライアンスセンター	第23条第1項	運営委員会
情報基盤センター	第23条第1項	運営委員会
eラーニングセンター	第23条第1項	運営委員会
実験実習支援センター	第23条第1項	運営委員会
ものづくりセンター	第23条第1項	運営委員会
国際教育センター	第23条第1項	運営委員会
研究設備センター	第23条第1項	運営委員会
社会連携センター	第23条第1項	運営委員会
広報センター	第23条第1項	運営委員会
UEC ASEAN教育研究支援センター	第23条第1項	運営委員会
UEC 中国教育研究支援センター	第23条第1項	運営委員会
UEC コミュニケーションミュージアム	第24条第1項	運営委員会

附 則

この申合せは、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この申合せは、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和3年4月1日から施行する。